

(案)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

令和3年1月4日

本県の感染状況については、12月31日に過去最多となる330人の新規陽性者を確認しました。

また、首都圏全体においても感染が拡大しているため、1都3県で足並みを揃えた対策が必要であることから、国の要請及び専門家の意見等を踏まえ、特措法第24条第9項に基づき以下のとおり協力を要請します。

なお、緊急事態宣言が発出された場合には、基本的対処方針に基づいて、必要な変更を行います。

1 県民への要請

○ 期間

令和3年1月8日（金）午前0時から令和3年1月31日（日）午後12時まで

○ 内容

午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛

2 事業者への要請

(1) 営業時間の短縮等

① 令和3年1月8日（金）午前0時から令和3年1月11日（月）午後12時まで

- ・ 対象：さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」
- ・ 内容：営業時間 午前5時から午後8時まで
酒類提供時間 午前5時から午後7時まで

② 令和3年1月12日（火）午前0時から令和3年1月31日（日）午後12時まで

- ・ 対象：県内の飲食店（カラオケ店、バー等を含む）
- ・ 内容：営業時間 午前5時から午後8時まで
酒類提供時間 午前5時から午後7時まで

(2) その他

○ 期間

令和3年1月8日（金）午前0時から令和3年1月31日（日）午後12時まで

○ 内容

- ・ テレワークの徹底（目標値：県内企業の50%）
- ・ 在宅勤務・時差出勤の徹底
- ・ 職場・寮における感染防止策の徹底
- ・ 従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
- ・ 全てのイルミネーションの早めの消灯